

経済産業関係 令和7年度(2025年度)税制改正のポイント

1. 国内投資の持続的拡大

①中小企業経営強化税制の拡充・延長

- 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、**中小企業経営強化税制**（即時償却又は税額控除（最大10%））を**2年間延長**した上で、**100億企業を目指す中小企業に対する措置を拡充（対象設備に建物を追加。建物に対し、特別償却（最大25%）又は税額控除（最大2%））**する。

②地域未来投資促進税制の拡充・延長

- 地域経済を牽引する企業の成長促進を通じた強靱な産業基盤の構築に向けて、地域経済への波及効果が特に高く期待できる事業の促進を強化すべく、地域未来投資促進税制（通常は、特別償却（35%）又は税額控除（4%））の措置期間を3年間延長した上で、**地域経済の実情に応じ、その発展・成長に特に資する分野に対する10億円以上の設備投資について新たな措置（特別償却50%又は税額控除5%）を追加**する。

③エンジェル税制の拡充

- スタートアップに対する資金供給を促す観点から、エンジェル税制について個人投資家による更なる利活用を拡大するため、**再投資期間**（現行1年）を**株式譲渡益が発生した年の翌年末（最大2年間）まで延長**する。

④固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 赤字の中小企業であっても前向きな投資を引き続き可能とするため、賃上げを行う企業を対象に設備投資に伴う**固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる**（課税標準を最大で5年間1/4まで軽減）。

経済産業関係 令和7年度(2025年度)税制改正のポイント

2. 中小企業の活性化

①事業承継税制の見直し

- 経営者の高齢化の進展等に鑑み、中小企業の事業承継を一層後押しし、生産性向上・成長への支援を強化する観点から、**事業承継税制の特例措置について、役員就任要件の見直し（現行:「贈与日まで3年以上役員である」→改正案:「贈与の直前に役員である」）を行う。個人版事業承継税制についても同趣旨の見直しを行う。**事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

②中小企業経営強化税制の拡充・延長（再掲）

- 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、**中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除（最大10%））を2年間延長した上で、100億企業を目指す中小企業に対する措置を拡充（対象設備に建物を追加。建物に対し、特別償却(最大25%) 又は税額控除(最大2%)）する。**

③中小企業投資促進税制の延長、④中小企業軽減税率の延長等

- 人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、**中小企業投資促進税制（特別償却30%又は税額控除（7%）（※1））を2年間延長**するとともに、財務基盤を強化するため、**中小企業軽減税率（所得800万円まで、法人税率を19%→15%に軽減（※2））を2年間延長**する。
※1 税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
※2 課税所得10億円超の中小法人等は法人税率を19%→17%に軽減

⑤中小企業防災・減災投資促進税制の延長等

- 令和6年能登半島地震をはじめ、自然災害が全国で多発する中、中小企業における防災・減災能力の強化が一層重要性を増していることを踏まえ、**中小企業防災・減災投資促進税制（特別償却16%）を2年間延長等**する。

⑥固定資産税の特例措置の拡充・延長（再掲）

- 赤字の中小企業であっても前向きな投資を引き続き可能とするため、賃上げを行う企業を対象に設備投資に伴う**固定資産税の特例措置を2年間延長するとともに、賃上げ率に応じて軽減率を引き上げる（課税標準を最大で5年間1/4まで軽減）。**

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大・中堅企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

＜適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度＞

（個人事業主は、令和7年から令和9年までの各年が対象）

必要要件（賃上げ要件）

上乗せ要件①
教育訓練費※2

上乗せ要件②（新設）
子育てとの両立・女性活躍支援※3

・適用対象：青色申告書を提出する全企業又は個人事業主※4

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+3%	10%
+4%	15%
+5%（新設）	20%
+7%（新設）	25%

前年度比+10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
プラチナえるぼし
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

・適用対象：青色申告書を提出する従業員数2,000人以下の企業又は個人事業主※5
（その企業及びその企業との間にその企業による支配関係がある企業の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）

継続雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+3%	10%
+4%	25%

前年度比+10%
⇒ 税額控除率を
5%上乗せ

プラチナくるみん
or
えるぼし三段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
+1.5%	15%
+2.5%	30%

前年度比+5%
⇒ 税額控除率を
10%上乗せ

くるみん以上
or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6（新設）

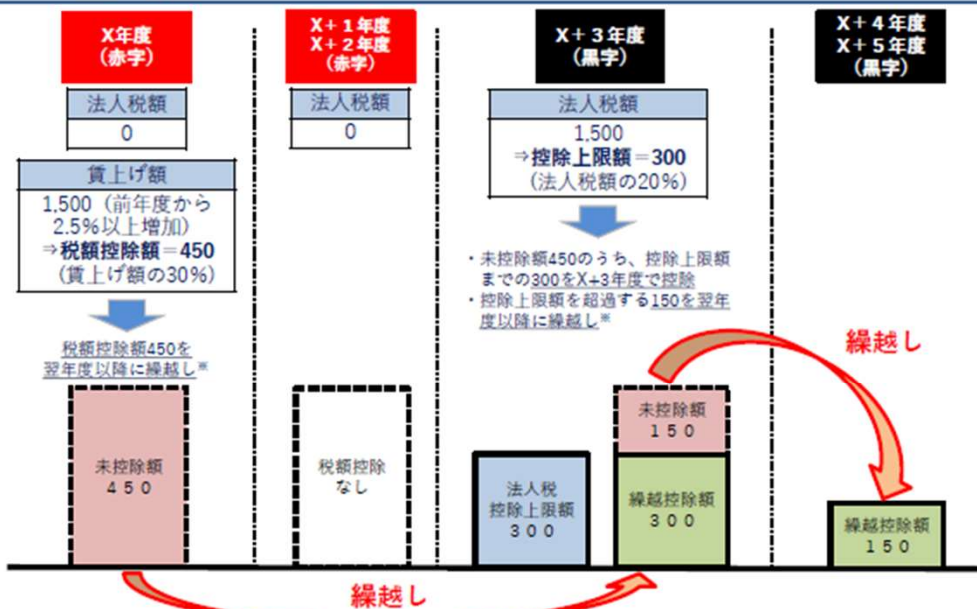
中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能

- ※1 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※2 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※3 プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼし認定については、適用事業年度終了の日において認定を取得している場合、くるみん認定、くるみんプラス認定及びえるぼし認定（二段階目～三段階目）については、適用事業年度中に認定を取得した場合が対象。ただし、くるみん認定及びえるぼし認定については、令和4年4月1日以降の基準を満たしたくるみん認定を取得した場合に限り、適用可能。（詳細については、今後HP（右下QRコード）に掲載予定。）
- ※4 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」若しくは「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業又は従業員数2,000人超の個人は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。それ以外の企業及び個人事業主は不要。
- ※5 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※6 未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。



繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



※未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告において、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を提出する必要があります。

用語の説明

- ・給与等支給額
国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所に作成された賃金台帳に記載された者をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者等も含みますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特権関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。）に対する給与等（俸給・給料・賞金・歳費及び賞金並びに、これらの性質を有する給与（所得税法第28条第1項に規定する給与所得）をいいます。退職金など、給与所得とならないものについては、原則として給与等に該当しません。）の支給額をいいます。ただし、給与等に充てられた他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。
- ・継続雇用者の給与等支給額 【大企業向け・中堅企業向け】
継続雇用者（前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者であって、前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者であり、かつ前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者を指します。）に対する給与等支給額をいいます。
- ・教育訓練費
国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金等、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などをいいます。
- ・子育てとの両立・女性活躍支援
プラチナくるみん認定・くるみん認定、プラチナえるぼし認定・えるぼし認定の取得方法や概要については、厚生労働省HPを御確認ください。
- ・中小企業者等 【中小企業向け】
青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。
（1）以下のいずれかに該当する法人
（ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外）
①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
ただし、以下の法人は対象外
・同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をい）、中小企業投資育成株式会社を除く。）から2分の1以上の出資を受ける法人
・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
②資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
（2）協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等）
※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会である。

本紙内容は令和5年12月の政府決定時点のもので、今後の国会審議等を踏まえて施策内容が変更となる可能性があります。詳細については、租税特別措置法等が成立し制度内容が確定した際、令和6年5月頃を目途にHP（表面QRコード）に公表します。

事業承継税制の活用をご検討ください

贈与・相続(承継)時に贈与税・相続税の負担をすることなく、
自社株等を承継することが可能です

法人版事業承継税制の特例措置のポイント

1 承継時の贈与税・相続税を負担することなく

自社株を承継することが可能に

特例承継計画を提出することで、

自社株の贈与税、相続税の承継時の納税を**全額猶予**

一定の要件を満たせば、猶予税額は**免除**

2 親族外も含む複数の株主から

後継者(最大3人)への承継が対象

親族外を含むすべての株主から、

代表者である後継者(最大3人)への贈与・相続が対象

3 特例承継計画の提出が必要

後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継までの経営見通し等を記載
(国が認定した税理士等の士業、金融機関、商工会議所等の指導、
助言が必要)

※特例承継計画の提出期限は**2026年3月31日**まで

2018年1月1日から2027年12月31日までの贈与・相続が対象

<事業者からの声>



(先代経営者)

税負担のことを考えると事業承継に踏み切れませんでした。
そうした中、この税制の存在を知り、事業承継の話題を家族と話すようになりました。
息子も当初、税負担を懸念して承継することに悩んでいましたが、この税制を活用し、
円滑に承継することができました。

中小企業庁

個人版事業承継税制のポイント

1 承継時の贈与税・相続税を負担することなく

特定事業用資産を承継することが可能に

個人事業承継計画を提出することで、

特定事業用資産の贈与税、相続税の承継時の納税を**全額猶予**

一定の要件を満たせば、猶予税額は**免除**

2 多様な事業用資産が対象

多様な事業用資産に係る贈与税、相続税が対象

- ① 宅地等(400㎡まで)
 - ② 建物(床面積800㎡まで)
 - ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
 - ・固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・その他一定のもの
- (一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、
特許権等の無形固定資産) 等

3 個人事業承継計画の提出が必要

後継者の氏名や事業承継の予定時期、承継までの経営見通し等を記載
(国が認定した税理士等の士業、金融機関、商工会議所等の指導、
助言が必要)

※個人事業承継計画の提出期限は**2026年3月31日**まで

2019年1月1日から2028年12月31日のまでの贈与・相続が対象

4 小規模宅地等の特例との選択適用

詳細については下記からご参照ください

○中小企業庁HP

【法人版の特例措置は[こちら](#)】 ➡



【法人版の問合せ先は[こちら](#)】 ➡



【個人版は[こちら](#)】 ➡



【個人版の問合せ先は[こちら](#)】 ➡



中小企業・
小規模事業者のための
経営相談所

よろず 支援拠点

経営改善

売上拡大

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！
お気軽にご連絡ください。

- 1 売上げ拡大のための解決策を提案します
▶▶「経営革新支援」
- 2 資金繰りや事業再生等に関する
経営改善のための経営相談に応じます
▶▶「経営改善支援」
- 3 地域の支援機関とのネットワークを活用して、
経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します
▶▶「ワンストップサービス」

各都道府県のよろず支援拠点はこちら 裏面をご覧ください

経営のお困りごとがあれば、ご相談ください！

※「よろず支援拠点」は、経済産業省・中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置されています。
(独) 中小企業基盤整備機構が、「よろず支援拠点」の活動支援等を行う「よろず支援拠点全国本部」となっています。

各都道府県のよろず支援拠点

都道府県	拠点名	住所	電話番号	設置機関
北海道	北海道よろず支援拠点	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル4階	011-232-2407	(公財) 北海道中小企業総合支援センター
東北	青森県よろず支援拠点	青森市南町2-4-1 青森県民ビル7階	017-721-3787	(公財) 21 あおもり産業総合支援センター
	岩手県よろず支援拠点	盛岡市北畠町2-4-26 岩手県先端科学技術研究センター2階	019-631-3826	(公財) いわて産業支援センター
	宮城県よろず支援拠点	仙台市青葉区上杉1-14-2	022-393-8044	宮城県産業支援会
	秋田県よろず支援拠点	秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第2庁舎2階	018-860-5605	(公財) あきた企業活性化センター
	山形県よろず支援拠点	山形市松葉1-3-8 山形県産業創造支援センター2階	023-647-0708	(公財) 山形県産業振興公社
	福島県よろず支援拠点	郡山市清水1-3-8 郡山工芸会館4階 403号室	024-954-4161	(公財) 福島県産業振興センター
関東	茨城県よろず支援拠点	水戸市緑川2-2-35 茨城県産業会館3階	029-224-5339	(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構
	栃木県よろず支援拠点	宇都宮市ゆいの杜1-5-40 ともぎ産業創造プラザ内	028-670-2618	(公財) 栃木県産業振興センター
	群馬県よろず支援拠点	前橋市島原町884-1 群馬県産業技術センター1階	027-265-5016	(公財) 群馬県産業振興機構
	埼玉県よろず支援拠点	さいたま市大宮区桜木町1-3-5 ソニックシティビル10階	0120-973-248	(公財) 埼玉県産業振興公社
	千葉県よろず支援拠点	千葉市美浜区中環2-4-1 船Bマリエースト23階	043-299-2921	(公財) 千葉県産業振興センター
	東京都よろず支援拠点	港区新橋1-18-6 民衆火災ビル1階	03-6205-4728	(一社) 東京都信用会連合会
	神奈川県よろず支援拠点	横浜市中区馬場5-80	045-633-5071	(公財) 神奈川県産業振興センター
	新潟県よろず支援拠点	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル10階	025-246-0058	(公財) にいがた産業創造機構
	山梨県よろず支援拠点	甲府市南口町7-20	055-288-8400	(公財) やまなし産業支援機構
	長野県よろず支援拠点	長野市若菜1-10-1 長野県工業技術総合センター3階	026-227-5875	(公財) 長野県産業振興機構
	静岡県よろず支援拠点	静岡市葵区銀座町11-17 桜井・第一共同ビルディング6階	054-253-5117	静岡産業会館
中部	愛知県よろず支援拠点	名古屋市中村区名駅四丁目4番33号 ウィンクあいち14階	052-715-3188	(公財) あいち産業振興機構
	岐阜県よろず支援拠点	岐阜市長良町5-14-53 OKBふれあい会館10階 (通称ふれあい会館)	058-277-1088	(公財) 岐阜県産業経済振興センター
	三重県よろず支援拠点	津市栄町1丁目591 三重県会館ビル5階	059-228-3326	(公財) 三重県産業振興センター
	富山県よろず支援拠点	富山市東山527 情報ビル1階	076-444-5605	(公財) 富山県新世紀産業振興機構
	石川県よろず支援拠点	金沢市錦町2丁目20番地 石川県産業振興センター新館1階	076-267-6711	(公財) 石川県産業振興センター
近畿	福井県よろず支援拠点	坂井市丸岡町敷地3号 敷地1-6 ソフトパークふくい 福井県産業振興センタービル3階	0776-67-7402	(公財) ふくい産業支援センター
	滋賀県よろず支援拠点	大津市打出2-2-1 コラボしが21 2階	077-511-1425	(公財) 滋賀県産業支援プラザ
	京都府よろず支援拠点	京都市下京区中堂寺南町134	075-315-1055	(公財) 京都産業21
	大阪府よろず支援拠点	大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階	06-4708-7045	(公財) 大阪産業局
	兵庫県よろず支援拠点	神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター1階	078-977-9085	(公財) ひょうご産業活性化センター
	奈良県よろず支援拠点	奈良市松木町129-1 奈良県産業振興総合センター内	0742-81-3840	(公財) 奈良県地域産業振興センター
	和歌山県よろず支援拠点	和歌山市本町二丁目1番地 フォルテ・ワジマ6階	073-433-3100	(公財) わかやま産業振興財団
中国	鳥取県よろず支援拠点	鳥取市湖山町東4丁目100番地	0857-31-6851	鳥取県産業振興会
	島根県よろず支援拠点	松江市北原町1番地テクノパークアーク1階	0852-60-5103	(公財) しまね産業振興財団
	岡山県よろず支援拠点	岡山市北区倉敷町3-10 (クリエイティブワーキングスペースTOGITOGI内)	086-206-2180	(公財) 岡山県産業振興財団
	広島県よろず支援拠点	広島市中区千田3-7-47 広島県情報プラザ1階	082-240-7706	(公財) ひろしま産業振興機構
	山口県よろず支援拠点	山口市小瀬谷町1丁目1-1 山口県産業交流拠点施設4階	083-902-5959	(公財) やまぐち産業振興財団
四国	徳島県よろず支援拠点	徳島市南東区広町5番地8-8 徳島県産業会館2階	088-676-4625	(公財) とくしま産業振興機構
	香川県よろず支援拠点	高松市林町2217-15 香川県産業振興センタービル2階	087-868-6090	(公財) かがわ産業支援財団
	愛媛県よろず支援拠点	松山市久米田町487-2 テクノプラザ愛媛館内	089-960-1131	(公財) えひめ産業振興財団
	高知県よろず支援拠点	高知市市街地3992-2 高知県中小企業会館5階	088-846-0175	(公財) 高知県産業振興センター
九州	福岡県よろず支援拠点	福岡市博多区吉原本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル6階	092-622-7809	(公財) 福岡県中小企業振興センター
	佐賀県よろず支援拠点	佐賀市鍋島町大字八戸原114番地	0952-34-4433	(公財) 佐賀県産業振興機構
	長崎県よろず支援拠点	長崎市南4-1 長崎県会館3階	095-828-1462	長崎県産業振興会
	熊本県よろず支援拠点	上益城郡益城町大字田原2061番地10	096-286-3355	(公財) くまもと産業支援財団
	大分県よろず支援拠点	大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル	097-537-2837	(公財) 大分県産業振興機構
	宮崎県よろず支援拠点	宮崎市佐土原町東上郷16500番地2 宮崎県工業技術センター2階 (宮崎テクノリサーチパーク内)	0985-74-0786	(公財) 宮崎県産業振興機構
	鹿児島県よろず支援拠点	鹿児島市北山町9番1号 鹿児島県産業会館3階	099-219-3740	(公財) かごしま産業支援センター
沖縄	沖縄県よろず支援拠点	那覇市幸小1311番地1 沖縄県産業振興センター4階	098-851-8460	沖縄県産業振興会
よろず支援拠点全国本部		(独) 中小企業基盤整備機構		

経営のお困りごとがあれば、ご相談ください！
よろず支援拠点コーディネーター等がご相談をお受けします！

※このチラシは、よろず支援拠点全国本部が作成しています。



中小企業経営者の皆様。
利益を上げる、
借入金を返す、
その第一歩を。



1
売上げが増大せず、
経営の先行きに
不安を感じている

2
コロナ期の融資を始め、
借入金の返済の
目的が立たず困っている

3
経営状況が悪く
廃業も検討しているが、
廃業の仕方がわからない

このような悩みをお持ちの方

中小企業活性化協議会

の利用をご検討ください



中小企業活性化協議会 は
中小企業のあらゆるフェーズを支援する
「中小企業の駆け込み寺」です



制度詳細は裏面
をご確認ください！

中小企業活性化協議会 とは



協議会は、国が47都道府県に設置した、中小企業の活性化を幅広く支援する「公的機関」です。全国の商工会議所などによって運営されており、金融機関・専門家・各種支援機関と連携しながら、「収益力改善・事業再生・再チャレンジ」の3つのフェーズで、中小企業を支援しています。

相談いただいた企業の課題や長所などを分析し、経営者とともに今後数年間を見据えた再生計画を策定することで、返済額をキャッシュフローに合わせるリ・スケジュール・債務減免を受けられた事例もあるので、まずはHPから支援策や支援例をご確認ください！

支援策と支援対象

1
ガバナンスの体制整備支援も!!
収益力改善支援

収益力低下や資金繰りの悪化等が生じているおそれがある中小企業者が対象です。収益力改善計画（収益力改善アクションプラン+簡易な収支・資金繰り計画）の作成を支援します。必要に応じ、持続的・安定的な事業継続や前向き投資の実施に向けた経営の透明性確保等に向けたガバナンス体制の整備を支援します。

収益力改善支援ページ

2
再生支援・
プレ再生支援

収益性のある事業はあるものの、財務上の問題がある中小企業者が対象です。中小企業活性化協議会が、金融機関から返済猶予や債務減免等の支援を受けなければ事業再生が困難という状況にある中小企業の事業面・財務面での改善を図る再生支援を実施します。

再生支援・プレ再生支援ページ

3
再チャレンジ支援

事業継続が困難な中小企業、保証債務に悩む経営者等が対象です。協議会に所属する弁護士等の専門家が、ご相談者の現状を分析して、円滑な廃業や保証債務の整理などについて、説明や助言を行います。また、必要に応じて、外部の詳しい弁護士を紹介します。弁護士にも助言します。

再チャレンジ支援ページ

中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジは、早期の相談が重要です。

「相談で、企業は強くなる」

まずは、最寄りの中小企業活性化協議会まで
お問い合わせください。



詳細な制度概要はこちら

中小企業活性化協議会
(中小企業庁ホームページ)



事業承継・M&Aに関する 主な支援策

事業承継・M&Aをお考えの皆様へ

- ✓ 事業を引き渡そうとする
中小企業の経営者の方
- ✓ 事業を引き継ぐ意向の
後継者候補や譲受会社・個人の方
- ✓ 事業を引き継いだ
後継者や譲受会社・個人の方
- ✓ 事業承継・M&Aの支援をお考えの
支援機関の方 等

2024年6月
中小企業庁

1. 事業承継・引継ぎ支援センター

- 全国47都道府県に設置する公的相談窓口として、後継者不在の中小企業や事業承継に向けた取組について悩みを抱える中小企業者等に対して、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等をワンストップで対応します。

(1) 親族内承継支援

親族や従業員に円滑に承継できるよう、事業承継計画策定等を支援

(2) M&A（第三者承継）支援

後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業の紹介、成約に至るまで、第三者への事業引継ぎを支援

よくあるご相談

- ✓ そもそも何から始めたらいいのかわからない
- ✓ 会社の株式をどう後継者へ渡せばいいのか？
- ✓ 後継者がいないがどうしたらいいのか？
- ✓ M&Aの相手を探してほしい

【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい

<https://shoukei.smrj.go.jp/index.html#top>



活用事例

事例① X旅館（静岡県）

【事例概要】

- ✓ 旅館業
- ✓ X旅館⇒Y写真館

【引継ぎの経緯】

- ✓ 家族経営の宿のため、息子を後継者候補と想定していたが、現状の勤務生活を続けたいという息子の意思を尊重し、M&Aによる承継を検討。

【事業承継・引継ぎ支援センターの支援】

- ✓ 後継者不在経営者向けのセミナーを開催、M&Aと賃貸の比較や、M&Aのメリット・デメリットの紹介、弁護士との紹介などを支援。



事例② A建具店（福島県）

【事例概要】

- ✓ 建具製造販売業
- ✓ A建具店⇒B家具店

【引継ぎの経緯】

- ✓ 東日本大震災により避難したC氏をA建具店が招聘。C氏は平成23年～平成28年まで同社で働き、その後家業を再開して現在に至る。
- ✓ 同社は社長が高齢であることを理由に廃業を検討しており、同社の従業員がC氏に承継を打診。
- ✓ 同氏は「自分が引き継ぐことができれば、兄弟子たちの雇用を守れる」と、M&Aによる承継を真剣に検討。

【事業承継・引継ぎ支援センターによる支援】

- ✓ 売り手・買い手ともに相談を受け、信組と公庫からの融資を活用しながら、M&Aの成約を支援。





巧妙化する技術流出に備えましょう！



技術流出は、非合法的な手法によつてのみ生じるものではありません。流出の経路は多様化しており、その手法も巧妙化しています。日常的な経済活動のなかに、意図せざる技術流出のリスクが潜んでいることを認識し、取り組める対策から着手していく必要があります。例えば、以下の経路に対する準備は万全ですか？

海外技術移転に伴う流出

- ⚠ 海外の製造委託先や業務提携先等から技術流出するケース



現地で技術指導

指導先が類似品を販売



対応策

- ☞ コア技術は秘匿
- ☞ 契約条項は慎重に

海外からの資金調達

- ⚠ 海外企業からの融資の見返りに技術提供を求められたケース



業績悪化のため
融資の受入れ



交換条件として
技術提供を迫られる



対応策

- ☞ 弁護士への相談
- ☞ 金融機関等と協議

人を通じた流出

- ⚠ 従業員等(正社員に限らない)が引き抜かれて技術流出するケース



製造工程を
全て把握



海外企業に転職
し、類似製品を開発



対応策

- ☞ 製造工程の細分化
- ☞ キーパーソンの厚遇

共同研究に伴う流出

- ⚠ 共同研究先の企業や大学から流出するケース

国内取引先への提供

- ⚠ 国内の製造委託先の管理が不十分のために技術流出するケース

サイバー攻撃

- ⚠ サイバー攻撃等により情報流出するケース

経済安全保障上の課題への対応「民間ベストプラクティス集」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/best_practice2.0.pdf

【お問合せ先】近畿経済産業局国際部通商課 bzl-kinki-tsusho@meti.go.jp

